

## 「指定訪問看護」重要事項説明書

令和6年6月1日現在

当事業所はご契約者に対して訪問看護サービスを提供させていただく  
に際し、厚生省令第37号第8条に基づいて、契約を締結する前に、知っておいていただき  
たい当事業所の内容を説明させていただきます。

### 1. 訪問看護を提供する事業者について

事業者名称	ワイズプランニング株式会社
主たる事務所の所在地	和歌山橋本市城山台三丁目29番地の21
代表者名	代表取締役 吉田 由紀子
電話番号	0736-20-1292

### 2. ご契約者へ訪問看護サービス提供を担当する事業所について

#### (1) 事業所の所在地など

事業所の名称	訪問看護ステーション孔雀
施設の所在地	和歌山橋本市城山台二丁目11番地の4
開設年月	令和5年12月1日
介護保険事業所番号	3061090100
管理者の氏名	畑 味和
サービス提供実施地域	橋本市 九度山町 かつらぎ町
電話番号	0736-26-8750
FAX番号	0736-26-7461

#### (2) 事業の目的、運営方針

事業の目的	要介護状態と認定されたご契約者にたいして、看護のサービスを提供し、居宅においてご契約者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。
運営の方針	24時間体制で、ご契約者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、ご契約者個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

(3) ご利用事業所の職員体制 (令和5年12月1日現在)

職 種	従事する業務内容	人 員		
		常勤	非常勤	計
管 理 者	職員管理業務等	1名		1名
看 護 師	サービス利用の受付	3名	名	3名
理学療法士		0名	0名	0名
作業療法士	訪問看護計画の作成	0名	0名	0名
言語聴覚士	訪問看護サービスの提供	0名	0名	0名

(4) サービス提供日時

サービス提供日時	月曜日から金曜日 午前8時から午後5時まで
休業日	土・日・12月31日から1月3日は休み

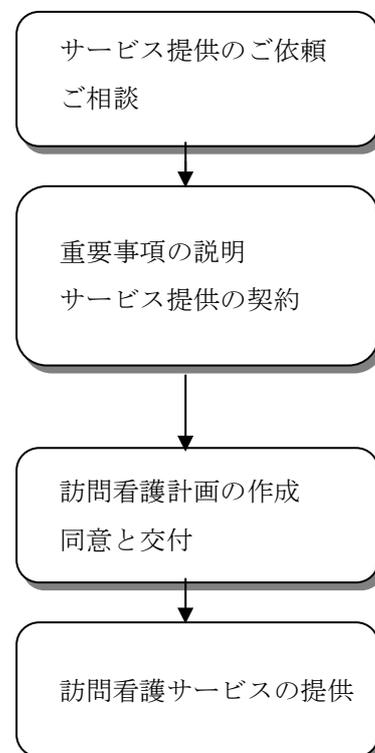
※ 緊急時訪問看護加算契約利用者に対して

24時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

3. サービスの利用方法

(1) サービスの開始までの流れ (契約書第3条)

- ① ご来訪、お電話いずれかでお申し込みください。  
但し、居宅介護支援事業者と契約されている場合には  
担当ケアマネージャーにご相談ください。
- ② ご利用にかかわる重要事項の説明をし、ご了承いただいた  
後に契約させていただきます。 ご契約者、ご家族と面接し、  
居宅サービス計画及び 利用者の状態を把握医師の指示書  
のもとご契約者の状態把握、ご希望をお聞きします。
- ③ 居宅サービス計画のもと、担当サービス提供責任者が 訪問  
看護計画を作成し、ご契約者の同意を得て、交付します。
- ④ 訪問看護計画にのっとりサービスの提供をいたします。



(2) サービスの終了 (契約書第 19 条)

ご契約者は、事業所に対して、文書で通知することにより、7 日以上予告期間を持って届出ることにより、予告期間満了日をもって契約は解除されます。

但し、ご契約者の病変、急な入院などやむを得ない事由がある場合は、契約終了希望日の 1 週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。

4. 利用料金

(1) 利用料 (契約書第 9 条) 介護保険からの訪問看護サービスを利用する場合は、自己負担額は原則として基本料金の 1 割です。但し、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。(別紙料金表参照)

- ① 基本料金に対してサービス提供開始時間が、早朝 (午前 6 時～午前 8 時)・夜間 (午後 6 時～午後 10 時) 帯の時は 25%増し、深夜 (午後 10 時～午前 6 時) 帯は 50%増しとなります。
- ② 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者のケアプランに定められた時間を基準とします。
- ③ 橋本市の地域単価は基本単価 10 円に対し訪問看護は 10.42 円です。
- ④ ご契約者に保険料などの滞納がある場合は、介護保険適用であっても一旦利用料は全額自己負担となります。当事業所はサービス提供証明書を発行いたします。

(2) 交通費 (契約書第 9 条)

- ・ 当事業所のサービス提供実施地域 (橋本市、かつらぎ町、九度山町) へのサービス提供の場合は無料です。
- ・ 当事業所のサービス提供実施地域以外の場合は、公共交通機関による交通費の実費 また、自動車を利用した場合は次の金額を請求させていただきます。いずれの場合もご契約者に文書で説明し同意をいただきます。

自動車を利用	5 kmを超える毎に 100 円
--------	------------------

(3) キャンセル料 (契約書第 10 条)

ご契約者の都合により、サービスの利用をキャンセルする場合は、サービス実施日の前日 (その日が日曜日、祝日、12 月 30 日～1 月 3 日にあたる日はその前日) の午後 5 時までには事業所に申し出てください。当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料を請求させていただきます。

但し、ご契約者の急変、急な入院等のやむを得ない事由がある場合は、請求いたしません。

前日午後 5 時までには申し出があった場合	無料
-----------------------	----

前日午後5時までに申し出がなかった場合 当日の申し出、又は申し出なく不在の場合	キャンセル料 5,000円/回
--	--------------------

料金の請求及びお支払方法（契約書第9条）

利用料・その他費用の請求方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月15日前後の訪問日に当事業所の訪問看護師が前月分の請求書を持参いたします。</li> </ul>
お支払い方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便局による「自動引落とし」とさせて頂いておりますので、手続きをお願い致します。</li> <li>毎月27日に引落としさせて頂きます。</li> <li>27日に引落としが出来ない場合は、翌月の12日に再引落としさせて頂きます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金にてお支払いを希望される場合は、集金袋を用意いたしますので、おつりが無い様準備の上、請求月末日までにお支払い下さい。</li> </ul>
領収書の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自動引落とし」の領収書は翌月の10日以降に発行致します。</li> <li>「自動引落とし」領収日は引落とし完了日となります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>おつりがある場合は、おつりと領収書を後日お届けします。</li> </ul>

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第10条）

- ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

5. 要介護認定等を受けておられない方の利用料

- (1) サービス利用料の全額を一旦お支払いいただきます。事業所は「サービス提供証明書」を発行します。要介護認定などの結果が出た後、自己負担額を除く金額が、介護保険からご契約者に払い戻されます。（償還払い）  
但し「暫定居宅サービス計画」が作成されている場合は、自己負担分のみお支払いいただきます。
- (2) 要介護、要支援の認定を受けても、「暫定居宅サービス計画」が作成されていない場合サービス利用料の全額を一旦お支払いいただき、償還払いとなります。

- (3) 認定結果が「自立」の場合は、「暫定居宅サービス計画」の作成有無にかかわらず、全額自己負担となります。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービス提供を行う訪問看護師サービス契約時に、担当の訪問看護師を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護師が交替してサービスを提供します。

- (2) 訪問看護師の交替（契約書第 7 条）

- ① ご契約者からの交替の申し出選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問看護師の指名はできません。

- ② 事業者からの訪問看護師の交替

事業者の都合により、訪問看護師を交替することがあります。

訪問看護師を交替する場合はご契約者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

- (3) サービス実施時の留意事項（契約書第 8 条）

- ① 定められた業務以外の禁止 ご契約者は訪問看護計画に定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

- ② 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令 サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたってご契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

- ③ 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

- (4) サービス内容の変更（契約書第 10 条）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

- (5) 訪問看護師の禁止行為（契約書第 15 条）

訪問看護師は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- |   |                                    |
|---|------------------------------------|
| ① | ご契約者もしくはそのご家族等からの金銭又は物品の授受         |
| ② | ご契約者のご家族等に対するサービスの提供               |
| ③ | 飲酒及び喫煙                             |
| ④ | ご契約者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 |
| ⑤ | その他契約者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為            |

#### 7. 緊急時の対応（契約書第13条）

サービスの提供中にご契約者の容態の変化等があった場合は、ご契約者の主治医、又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

また緊急連絡先に連絡いたします。

#### 8. サービスに関する相談・要望・苦情申立（契約書第23条）

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所のご契約者相談窓口までご連絡下さい。速やかに対応いたします。又、市区町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

##### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

訪問看護ステーション孔雀	担当者 <u>畑 味和</u> (月曜日～金曜日) 午前 8:30～午後 5:00 TEL 0736-36-8750 FAX 0736-26-7461
--------------	--

##### (2) 行政機関その他苦情受付期間

橋本市介護保険課	(月曜日～金曜日) 午前9:00～午後5:15 TEL 0736-33-1111 FAX 0736-33-1665
和歌山県 国民健康保険団体連合会	(月曜日～金曜日) 午前9:00～午後5:15 TEL 074-427-4662

#### 9. 第三者による評価の実施状況

なし

令和 年 月 日

指定訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 所在地 和歌山県橋本市城山台2丁目11-4  
事業所 訪問看護ステーション孔雀

氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

上記代理人（代理人を選定した場合）

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

# 訪問看護料金表【介護保険】

〈保険単位と基本利用料〉地域区分単価

1単位 10.42円 (6級地)

※負担額の計算方法… 報酬単位 × 地域区分単価 (10.42) = A (小数点以下切り捨て)

A - B = 利用者負担額 A × 0.9 (1割負担の場合) = B (負担割合が2割の方は0.8、3割の方は0.7を掛けて下さい。)

## ■基本利用料明細 (1割または所得によって2割、3割の負担となります。)

サービス内容	区分	時間内 8時～18時	費用額 10割	利用者負担額		
				1割	2割	3割
訪問看護Ⅰ1 (20分未満)	要介護	314単位	3,271円	328円	655円	982円
	要支援	302単位	3,146円	315円	630円	944円
訪問看護Ⅰ2 (30分未満)	要介護	471単位	4,907円	491円	982円	1,473円
	要支援	450単位	4,689円	469円	938円	1,407円
訪問看護Ⅰ3 (30分以上60分未満)	要介護	823単位	8,575円	858円	1,715円	2,573円
	要支援	792単位	8,252円	826円	1,651円	2,476円
訪問看護Ⅰ4 (60分以上90分未満)	要介護	1,128単位	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円
	要支援	1,087単位	11,326円	1,133円	2,266円	3,398円

※夜間 (18:00～22:00) または早朝 (6:00～8:00) の訪問の場合 上記単位数の25%増

※深夜 (22:00～6:00) の訪問の場合 上記単位数の50%増

## ■症状によって下記の料金が加算されます。

サービス内容	1回につき	費用額 10割	利用者負担額		
			1割	2割	3割
特別管理加算 (Ⅰ)	500単位	5,210円	521円	1,042円	1,563円
(1月につき) (Ⅱ)	250単位	2,605円	261円	521円	782円
ターミナルケア加算 (死亡月につき)	2,500単位	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円
複数名訪問加算 (Ⅰ) (30分未満)	254単位	2,646円	265円	530円	794円
複数名訪問加算 (Ⅰ) (30分以上)	402単位	4,188円	419円	838円	1,257円
長時間訪問看護加算 (所要時間の通算が1時間30分を超えた場合)	300単位	3,126円	313円	626円	938円
初回加算Ⅰ (病院、診療所などから退院した日に訪問)	350単位	3,647円	365円	730円	1,095円
初回加算Ⅱ (病院、診療所などから退院した翌日以降に訪問)	300単位	3,126円	313円	626円	938円
退院時共同指導加算	600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円

## ■利用者のご希望により契約された場合は下記の単位が加算されます。

サービス内容	1月につき	費用額 10割	利用者負担額		
			1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算Ⅱ	574単位	5,981円	599円	1,197円	1,795円

## ■交通費

通常の事業の実施地域を超える場合	片道5km毎に100円
------------------	-------------

※通常の事業の実施地域とは… 橋本市、九度山町、かつらぎ町

## 訪問看護料金表【医療保険】

〈保険単位と基本利用料〉

後期高齢者（75歳以上）		1割または所得によって2割、3割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者（70歳～74歳）	2割、現役並み所得者は3割
		一般（70歳未満）	3割

### ■基本利用料明細

サービス内容		料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日目まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	週4日目以降 (厚生労働大臣が定める疾病等)	6,550円	660円	1,310円	1,970円
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき) (同一建物居住者)	週3日目まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	週4日目以降 (厚生労働大臣が定める疾病等)	6,550円	660円	1,310円	1,970円
訪問看護基本療養費Ⅲ (在宅療養に備えた外泊時)	入院中に1回 (厚生労働大臣が定める疾病等は2回)	8,500円	850円	1,700円	2,550円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで30分未満	4,250円	430円	850円	1,280円
	週3日目まで30分以上	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	週4日目以降30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	週4日目以降30分以上	6,550円	660円	1,310円	1,970円
難病等複数回訪問加算 (週4日以上訪問できる方)	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
複数名訪問看護加算 (週1回、1日につき)		4,500円	450円	900円	1,350円
早朝・夜間加算 (6時～8時・18時～22時)		2,100円	210円	420円	630円
深夜加算 (22時～6時)		4,200円	420円	840円	1,260円
訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初日	7,670円	770円	1,540円	2,310円
	2日目以降	2,500円	250円	500円	750円

■症状によって下記の料金が加算されます。

サービス内容	料金	利用者負担額			
		1割	2割	3割	
長時間訪問看護加算（週1回まで）	5,200円	520円	1,040円	1,560円	
緊急時訪問看護加算（1日につき）	2,650円	270円	530円	800円	
特別管理加算 （1月につき）	利用者の状態により Ⅰ	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	Ⅱ または Ⅲ	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算（1月につき） （利用者の状態に応じ月2回を限度）	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円	
退院支援指導加算（週4日以上訪問できる方）	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
在宅患者連携指導加算（1月につき）	3,000円	300円	600円	900円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 （1月につき2回）	2,000円	200円	400円	600円	
ターミナルケア療養費	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	

■利用者のご希望により契約された場合は下記の料金が加算されます。

サービス内容	料金	利用者負担額		
		1割	2割	3割
24時間対応体制加算（1月につき）	6,400円	640円	1,280円	1,920円
情報提供療養費（1月につき）	1,500円	150円	300円	450円

■交通費

事業所から片道5km未満	200円	事業所から片道5km以上10km未満	300円
事業所から片道10km以上15km未満	400円	事業所から片道15km以上20km未満	500円

※事業所から片道20km以上の場合1km増す毎に50円追加になります。

## 保険適用外料金 【医療、介護共通】

休日利用料（営業日以外） * 医療保険のみ	2,500円
有料駐車場利用料	実費
エンゼルケア料	10,000円
キャンセル料 （前日営業時間内にご連絡頂けなかった場合）	5,000円

### ■保険適用外料金

	時間内 8時~18時	早朝：6時~8時 夜間：18時~22時	深夜 22時~6時
平日（月~金） 30分未満	5,000円	6,300円	7,500円
土日祝祭日 30分未満	6,300円	7,900円	9,400円
平日（月~金） 30分以上90分未満	8,800円	11,100円	13,300円
土日祝祭日 30分以上90分未満	11,100円	13,900円	16,600円
超過時間利用料（1回のご利用が90分を超えた場合、30分毎）			1,800円